

長野県循環器病対策推進計画策定の概要

健康増進課
保健・疾病対策課

1 概要

平成 30 年 12 月、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下、「基本法」）」が議員立法により成立し、令和元年 12 月に施行された。

国は、基本法第 9 条の規定による「循環器病対策推進基本計画（以下、「国計画」）」を令和 2 年 10 月に策定。都道府県には、基本法第 11 条の規定により、国計画を基本とする「都道府県循環器病対策推進計画（以下、「都道府県計画」）」の策定が義務付けられている。

なお、都道府県計画は、基本法第 11 条第 3 項の規定により、医療法に規定する「医療計画」、健康増進法に規定する「都道府県健康増進計画」、介護保険法に規定する「都道府県介護保険事業支援計画」、消防法に規定する「実施基準」等の関係する諸計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。

2 検討体制

<基本法第 21 条>
都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画に関し、第十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならない。

(1) 長野県循環器病対策推進協議会

計画の策定等に関し、必要な事項について有識者等の意見を聴くため、協議会を開催。

<設置根拠>

- ・ 令和 3 年度長野県循環器病対策推進協議会開催要綱（以下、「開催要綱」）
 - ・ (基本法第 21 条第 1 項)
- ※法律又は条例により設置された附属機関ではない

(2) ワーキンググループの開催

より専門的な知見を計画に反映させるため、2 分野でワーキンググループを開催。

<設置根拠>

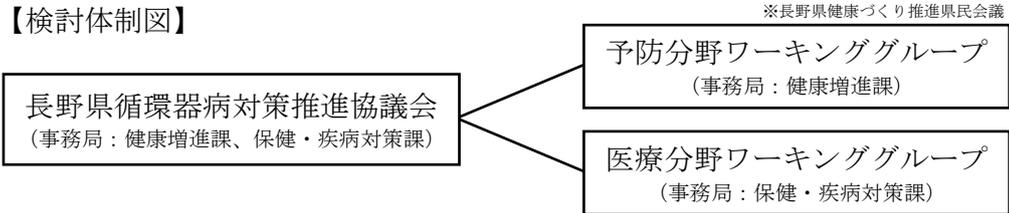
- ・ 協議会開催要綱第 3 の 3

<分野>

- ・ 医療分野 → 主に、循環器病の医療に係る事項を協議
- ・ 予防分野 → 主に、循環器病の予防に係る事項を協議

※予防分野については、「長野県健康づくり推進県民会議」を活用

【検討体制図】



3 検討スケジュール（見込）

	協議会	分野別WG	長野県計画
R3.7	【第1回(7/20)】 <input type="checkbox"/> 計画策定方針 <input type="checkbox"/> 現状認識・課題共有		骨子案作成 現状認識・課題整理 ↓
8		【第1回医療(8/31)】 <input type="checkbox"/> 現状認識・課題整理	
9			↓ 計画素案作成 ↓
10		【第2回医療(10/26)】 <input type="checkbox"/> 施策検討 <input type="checkbox"/> 計画素案検討	
11		【第1回予防(10~11月)】 <input type="checkbox"/> 施策検討 <input type="checkbox"/> 計画素案検討	↓
12	【第2回(12/14)】 <input type="checkbox"/> 計画素案協議		(12月下旬~1月下旬) パブリックコメント
R4.1			計画案作成 ↓
2	【第3回(2~3月)】 <input type="checkbox"/> 計画案協議		↓
3			↓ 計画策定